（世帯主である職員）

第三条　法第五条において読み替えて準用する法第二条第一項の表における世帯主である職員とは、主としてその収入によつて世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。

一　職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び防衛省の職員の給与等に関する法律第十二条第一項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条第二項に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）を有する者

二　［略］

別表（第二条関係）

所在地	官署
新潟県上越市南城町三の七の一	高田駐屯地に所在する陸上自衛隊の部隊
長野県長野市長野旭町一一〇八	自衛隊長野地方協力本部
長野県長野市長野旭町一一〇八	自衛隊長野地方協力本部長野地域事務所
福井県敦賀市鉄輪町一の七の三	自衛隊福井地方協力本部敦賀地域事務所
秋田県秋田市雄和椿川字山籠二三の二六	航空自衛隊秋田分屯基地に所在する部隊
岩手県下閉伊郡山田町豊間根東山国有林九林班か小班	航空自衛隊山田分屯基地に所在する部隊

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（若年定年退職者給付金に関する省令の一部改正）

第二条　若年定年退職者給付金に関する省令（平成二十一年防衛省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
附　則 1～4　［略］ 5　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令附則第十八項の規定により読み替えて適用する同令第二十四条第五号に規定する防衛省令で定める率は、次の表の上欄に掲げるその者の退職した日の属する年の翌々年の区分に応じそれぞれ六月一日に係るものにあつては同表の中欄、十二月一日に係るものにあつては同表の下欄に掲げる率とする。	**附　則** 1～4　［同上］ 5　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令附則第十八項の規定により読み替えて適用する同令第二十四条第五号に規定する防衛省令で定める率は、次の表の上欄に掲げるその者の退職した日の属する年の翌々年の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

令和五年	○・九五	一・〇五
令和六年	一・〇〇	一・〇五
令和七年	一・〇二五	一・〇七五

令和五年	○・九五
令和六年	一・〇〇

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。